

(仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業
計画段階配慮書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 10 高層建築物の建設、8 飛行場の建設
配慮書の提出	[条例第8条第2項] 提出：令和7年3月25日
配慮書の公告	[条例第9条] 市報公告：令和7年4月15日 広報手段：広報よこはま4月号、横浜市ホームページ、X（旧ツイッター）
配慮書の縦覧・公表	[条例第9条] 縦覧期間：令和7年4月15日～4月30日（16日間） 縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課、西区役所 区政推進課 公表等：横浜市ホームページで配慮書の全文公表 横浜市中央図書館で閲覧
環境情報提供書の提出	[条例第10条第1項] 配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報提供書を提出することができる。 提出期間：令和7年4月15日～4月30日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参
配慮市長意見書の作成	[条例第11条第1項] 市長は、環境情報に配慮して、配慮市長意見書を作成し、計画段階事業者に送付。
審査会への意見聴取	[条例第11条第2項] 市長は、配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼：令和7年4月21日
配慮市長意見書の公告・縦覧	[条例第11条第3項] 市長は、配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧。

図：配慮書の手続フロー

